

石油基地等産業保安強化事業費補助金（災害時石油ガス等供給・利用インフラ整備  
事業（石油ガス充てん所貯槽耐震整備事業に係るもの））業務方法書細則

日本LPガス団体協議会

## 石油基地等産業保安強化事業費補助金（災害時石油ガス等供給・利用インフラ整備事業（石油ガス充てん所貯槽耐震整備事業に係るもの））業務方法書細則

### （目的）

第1条 この業務方法書細則（以下「業務細則」という。）は、日本LPガス団体協議会（以下「日団協」という。）が定める石油基地等産業保安強化事業費補助金（災害時石油ガス等供給・利用インフラ整備事業（石油ガス充てん所貯槽耐震整備事業に係るもの））業務方法書（以下「業務方法書」という。）に基づき、日団協が行う石油ガス等充てん所貯槽耐震整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付の手續等を定め、もって業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

### （用語）

第2条 この業務細則で使用する用語は、特に定めのない限り、業務方法書において使用する用語の例による。

### （申請）

第3条 本補助事業に申請できる者は、石油ガス販売事業に供する石油ガス充てん所の所有者等とする。但し所有者がリース業者である場合は申請できない。

（2）複数の充填所を申請する場合は、充填所ごとに申請することとする。

（3）補助事業における利益等排除

当該補助事業に関し、補助事業者自身、補助事業者の子会社、関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する法律（昭和38年大蔵省令第59号）第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社）が部材等の調達先、工事請負先等となる場合は、補助事業の利益等排除の対象となる。この場合の利益等排除の方法は以下のとおりとする。

① 補助事業者の自社調達（工事を含む。）の場合

原価をもって補助対象額とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

② 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達（工事を含む。）の場合

取引価格が該当調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

③ 補助事業者の関係会社（上記②を除く。）からの調達（工事含む。）の場合

取引価格が製造原価と該当調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との

合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

上記「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明することが必要。また、その根拠となる資料を用意すること。なお、②及③が一般の競争の結果最低価格であった場合にはこの限りではない。

#### （4）申請時の添付書類

実施計画書（下記のものを含む）

- ・ 充填所の平面図、貯槽の立面図、工程表、見積書（相見積書2社も含む）、  
 高圧ガス製造許可証の写し

（補助対象経費の明細）

第4条 業務方法書第4条第2項ならびに同方法書別表に規定する補助対象経費の範囲は、石油ガス充てん所内に設置されている石油ガス貯槽の耐震性能を改善するための改修費（以下「補強工事」という）とし、次の各号のとおりとする。

##### （1）工事費

補強工事の実施に係る工事費。ただし、工事の対象となる貯槽は、貯蔵能力3トン以上のものであることとし、貯槽の更新又は移設、地盤改良工事、土壌改良工事は除くものとする。

また、補強工事における資材又は機器の搬入、組立及び連結、据付けに要する配管、増杭、塗装等の工事の資材費及び工事費も対象とする。

##### （2）設計費

補強工事に係る設計費。

##### （3）調査費

補強工事に係る設計を行うために、現有設備の耐震性能等の状況を調査するための経費。ただし、国による他の補助金と重複交付されないことを条件とする。

（募集方法及び期間）

第5条 募集方法及び業務方法書第6条に定める期間等は、別に定めるものとする。

（申請書の添付書類）

第6条 業務方法書第8条第1項に規定する申請者が補助金交付申請書に添付する書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

##### （1）別紙1による申請者の概要

- (2) 別紙2による石油ガス充てん所貯槽耐震整備事業に関する実施計画書
- (3) 法人登記簿謄本（申請日より3ヵ月以内）、会社案内、決算報告書（直近2ヶ年）、  
印鑑証明書（申請日より3ヵ月以内）

（交付の決定）

第7条 日団協は、業務方法書第8条第1項に規定する補助金交付申請書の提出があったときは、審査委員会で審査の後、補助金を交付すべきと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行い申請者に通知するものとする。この場合において、日団協は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。

## 2 補助事業者の選定基準

日団協は、次に掲げる基準に基づき、総合的に判断し補助金の交付を決定します。

- (1) 補助事業の内容が補助目的に照らし適切であること。
  - (2) 申請者としての資格と要件を有していること。
  - (3) 補助事業の補助対象経費の内容が適切であること。
  - (4) 実施計画書の内容が適切であり、確実に行われること。
- 3 前項において、予算枠を超えた場合における交付先決定においては審査委員会において総合的に判断し決定する。
- 4 審査委員会の設置、運営に関しては、別途定めるものとする。

（補助事業の開始及び完了）

第8条 業務方法書第12条第1項に規定する補助事業の開始とは、補助事業対象経費に係る調査、または工事の初回発注日とする。

- 2 業務方法書第12条第2項に規定する補助事業の完了とは、交付決定した補助事業対象経費に係る工事及び検収等が終了し、その支払いが完了した時点をいう。

（計画変更等承認申請の承認等）

第9条 業務方法書第14条第1項に規定する補助事業計画変更承認申請書の提出期限は、原則交付決定通知を受けた日の属する会計年度の1月10日とする。

（軽微な変更）

第10条 業務方法書第14条第1項第3号ただし書きに規定する内容の変更は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(2) 補助目的及び事業能率に関係がない補助事業の細部の変更である場合

(遅延等の報告書の提出期限)

第11条 業務方法書第17条に規定する補助事業遅延等承認申請書の提出期限は、交付決定通知を受けた日の属する会計年度の1月10日とする。

(実績報告書に添付する書類)

第12条 業務方法書第18条第1項に規定する添付書類は、別紙1による石油ガス充てん所耐震整備事業に関する実施計画報告書とする。

(補助金支払請求書の提出期限)

第13条 業務方法書第21条第4項に規定する請求書の提出期限とは、同業務方法書に定める様式第13の補助金の額の確定通知を受理した日から7日以内とする。

(附則)

本業務細則は、業務方法書が経済産業大臣の承認を受けた日(平成25年3月21日)から施行する。